

川崎市の主要出資法人

	公益財団法人	一般財団法人	株式会社
制度趣旨	個人や団体から拠出された財産により事業を実施	個人や団体から拠出された財産により事業を実施	株主から調達した資金により事業を実施
事業に対する制約	・公益目的事業費率が50%以上 ・公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を超えない(収支相償の原則)	無し	無し
利益配当	無し	無し	有り
出資(捐)者の責任	無し	無し	出資の範囲
出資(捐)者の権利	無し	無し	株式数に応じた議決権等
決議機関	評議員会	評議員会	株主総会
執行機関	理事会	理事会	取締役会
業務執行者	代表理事	代表理事	代表取締役
監査機関	監事	監事	監査役
役員の選任に対する制限	有り	無し	無し
税優遇	有り	無し(非営利型は優遇有り)	無し
団体の監督機関	都道府県又は内閣府	無し	無し
根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	会社法
法人名	川崎市文化財団 川崎市国際交流協会 川崎市スポーツ協会 かわさき市民活動センター 川崎市産業振興財団 川崎・横浜公害保健センター 川崎市シルバー人材センター 川崎市身体障害者協会 川崎市看護師養成確保事業団 川崎市公園緑地協会 川崎市消防防災指導公社 川崎市学校給食会 川崎市生涯学習財団	川崎市母子寡婦福祉協議会 川崎市まちづくり公社	かわさき市民放送 川崎アゼリア 川崎冷蔵 みぞのくち新都市 川崎臨港倉庫埠頭 かわさきファズ

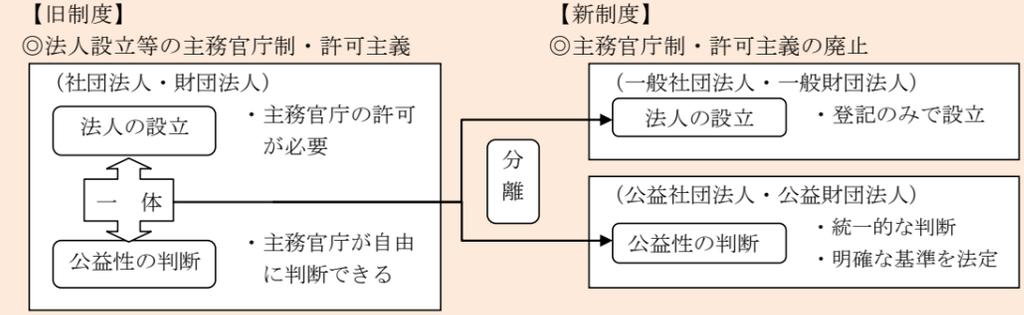
※この他、特別法に基づいて設立された法人として、
 ・川崎市土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律)
 ・川崎市住宅供給公社(地方住宅供給公社法)
 ・川崎市信用保証協会(信用保証協会法)がある。

本市主要出資法人である公益財団法人・一般財団法人については、もともと民法34条の規定に直接基づき設立を許可された財団法人として存在
 民法34条:「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ 営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」

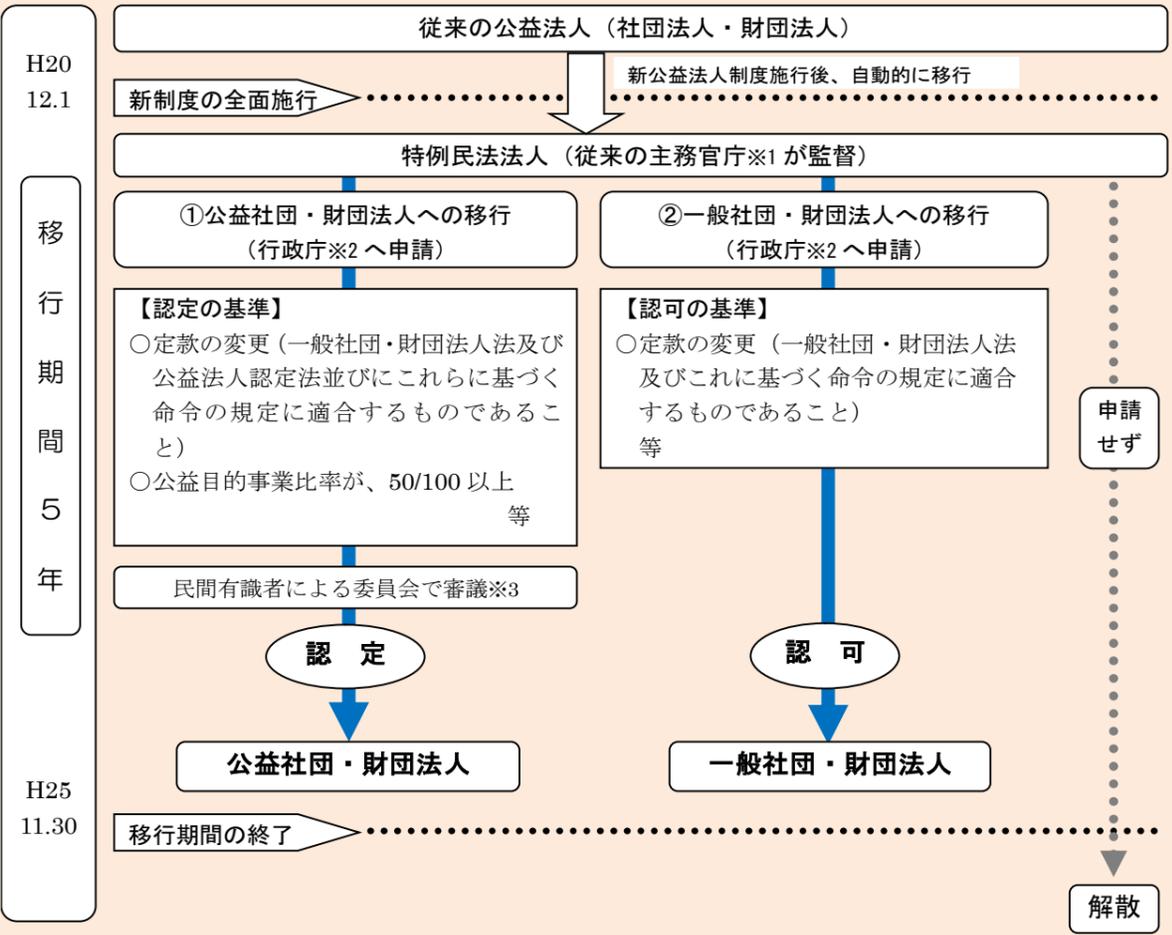


公益法人制度改革
 民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、平成12年から平成18年にかけて行われた制度改革(平成20年12月1日に施行)

(1) 公益制度法人改革のポイント



(2) 特例民法法人から新法人への移行について



公益財団法人

法人名	法人の設立趣旨	法人の事業	市が法人に期待する役割	市総合計画における位置づけ	出資法人を活用する必要性
川崎市国際交流協会	●川崎市内の外国人や市民に対する内外の情報の提供及び川崎市の特性を生かした市民レベルでの国際交流活動を推進することにより、川崎市の一層の国際化を図り、国際相互理解の増進と国際友好親善に寄与し、多文化共生社会の実現をめざすことを目的とする。	(1) 諸外国の情報及び資料の収集並びに提供 (2) 市民レベルでの国際交流に関する事業 (3) 国際交流事業の調査及び研究 (4) 民間国際交流団体及びボランティアの育成 (5) 川崎市国際交流センター事業 (6) その他目的を達成するために必要な事業 (7) 自動販売機等の設置管理に関する事業	●国際交流に関する事業を実施するとともに、市民による国際交流活動を推進するため、民間交流団体やボランティア等の活動を支援し、活動支援のための情報提供機能、ネットワーク機能、コーディネート機能、人材育成機能等を有する国際交流支援組織としての役割を担うことを目指す。 ●多文化共生を推進するため、外国人市民への日本語学習支援、平常時・災害時の情報提供、相談等、公共性や専門性の高いサービスの担い手としての役割を担う。 ●国際交流や多文化共生の推進にかかわる地域の課題について実践的な調査・研究を行い、地域課題の解決や新たな事業展開へとつなげる。	●市総合計画4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成 ・直接目標：市内外における市の認知度・好感度を高める	●多言語への対応能力、国際感覚、外国人市民の暮らしにかかわる状況や課題への理解、民間団体やボランティア等に対する活動支援を適切に行うマネジメント力など、必要な専門性は多岐にわたるため、それらのノウハウや経験を有する外部主体の活用が効果的である。 ●市民レベルの国際交流活動を通して効果的、効率的に国際相互理解等を図るには、日ごろからつながりのある外部主体により、機動的かつ柔軟に支援やマネジメント等を行う必要がある。
川崎市文化財団	●市民の文化芸術活動の振興を図り、もって川崎市における文化芸術の創造を促進し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。	(1) 文化芸術の創造及び発信 (2) 文化芸術活動の支援及び協働 (3) 文化芸術施設の管理運営 (4) その他この法人の目的を達成するために必要な公益目的事業に附帯する物品等の販売 (5) 公益目的事業以外の施設の管理運営 (6) 公益目的事業以外の施設の管理運営 (7) その他公益目的事業の推進に資する事業	●文化芸術振興の中核を担うこと ●指定管理施設(ミュージアム川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンター、東海道かわさき宿交流館)の管理運営を通じた市内外への音楽・映像・演劇等、良質で川崎らしい文化の発信 ●さまざまな分野の文化芸術振興を通じたまちづくりへの貢献	●市総合計画4-8-2 市民の文化芸術活動の振興 ・直接目標：市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする ●市総合計画4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進 ・直接目標：音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる	●多様なジャンルの文化芸術活動を実施・支援していくには幅広い知識や事業のノウハウの蓄積、各種関係団体との信頼関係等の構築が必要であり、専門性を有する外部主体の活用が効果的である。 ●文化芸術を通じた市民生活の向上や文化芸術を活かしたまちづくりを進めていくには、地域の文化団体や各種施設等と連携・協働しながら多彩な事業を展開していくことが必要であり、高い専門性を有する外部主体が市より市民に近い組織として機動的かつ柔軟な対応をしていくことが効果的である。
川崎市スポーツ協会	●市民のスポーツ文化の普及・振興、競技スポーツの強化及びスポーツに関する指導者・組織の育成を図ることにより、川崎市のスポーツ振興の核づくりに努め、もって明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。	(1) スポーツ文化の普及・振興事業 (2) スポーツ指導者の養成・確保に関する事業 (3) スポーツ団体の育成・指導 (4) 競技力の向上に関する事業 (5) 川崎市等から委託を受けたスポーツ振興事業の実施 (6) 川崎市等から委託を受けたスポーツ施設等の管理運営 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●総合型地域スポーツクラブと連携した取組の推進など、地域密着型のスポーツ文化の構築 ●市民のニーズを的確に捉え、競技人口の多少にかかわらず専門性を発揮しながら、生涯スポーツ、競技スポーツ、ホームタウンスポーツの振興について寄与	●市総合計画4-8-1 スポーツのまちづくりの推進 ・直接目標：スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす	●スポーツ指導、大会運営、選手育成など各競技の特性を考慮するなど高度に専門性が必要な業務であり、外部主体の活用が効果的である。 ●スポーツ団体の統括を行うとともに、スポーツ振興を推進する中核組織として機能を発揮できる体制である。
かわさき市民活動センター	●川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与することを目的とする。	(1) 市民活動に関する情報の収集・提供及び啓発事業 (2) 市民活動に関する調査・研究事業 (3) 市民活動に関する人材育成及び相談事業 (4) 市民活動の促進・支援事業 (5) 青少年の健全育成に関する事業 (6) 青少年施設の管理運営の受託 (7) 関係機関・関係団体との連携 (8) その他目的を達成するために必要な事業	●全市域における市民活動の中間支援 ●青少年の健全育成事業を通じた地域社会の活性化と共生社会の実現	●市総合計画5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり ・直接目標：多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める ●市総合計画2-1-3 子どものすこやかな成長の促進 ・直接目標：子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる	●研修、相談業務や青少年健全育成業務など専門性や経験が必要な業務であることから、外部主体の活用が効果的である。 ●ボランティア・市民活動団体との連携の活用や、地域のニーズに合わせた事業活動を展開することにより、機動的な運営が可能である。
川崎市産業振興財団	●高度情報化に対応するとともに、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業経済に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市内及び周辺地域における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって地域の産業経済の発展に寄与することを目的とする。 ●先端的な医療分野、薬学分野等における研究開発の推進、技術移転、人材の育成等を産学公のもとに行うことにより、医療、福祉の向上及び産業経済の発展、さらに学術の進歩に寄与することを目的とする。	(1) 新たな事業の創出に関する支援事業 (2) 中小企業の経営資源の効率的確保を図るための経営診断、相談及び助言等に関する事業 (3) 産業情報の提供及び交流の促進並びに人材育成に関する事業 (4) 市内企業の製品の展示及び販路開拓の支援に関する事業 (5) 技術振興事業及び産業経済に関する調査研究事業 (6) 高度情報化に関する事業 (7) 産学連携に関する事業 (8) 産業振興のための国際交流事業 (9) 公の産業振興施設の管理運営に関する事業 (10) 先端的な医療分野、薬学分野等(以下「対象分野」という。)における研究開発の推進に関する事業 (11) 対象分野における研究開発成果の普及、技術移転、知的財産活用の促進に関する事業 (12) 対象分野における人材の育成、理解増進、交流の推進に関する事業 (13) 研究施設の管理運営に関する事業 (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●市が策定した産業政策の実現に向けた企画・立案や、事業の実施・推進 具体的には、 ①「川崎市中小企業サポートセンター」としての中小企業事業者支援のワンストップサービスの窓口 ②産学間ネットワークの核となる中間支援組織の振興 ③市内及び周辺地域における産業の高度化と地域産業の振興 ④科学技術の成果を地域の産業活動に有機的に結びつける新産業の創出	●市総合計画4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化 ・直接目標：海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす ●市総合計画4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 ・直接目標：市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる ●市総合計画4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進 ・直接目標：次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする ●市総合計画4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化 ・直接目標：先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する	●中小企業事業者支援のワンストップサービスの窓口になるためには、市等の支援制度に精通し、他とのコーディネート能力が必要とされる。特にコーディネート能力には、長年構築してきたネットワークが重要であり、専門性が求められ、外部主体の活用が効果的である。 ●中小企業サポートセンターとして、事業者の要望に素早く応えられるスピード感や、経営者の資質を熟知し、それに対応した支援を行うなどの柔軟さが必要である。

法人名	法人の設立趣旨	法人の事業	市が法人に期待する役割	市総合計画における位置づけ	出資法人を活用する必要性
川崎・横浜公害保健センター	●川崎市長及び横浜市長が認定した公害病被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的とする。	(1)大気汚染に係る閉塞性呼吸器疾患についての検査、検診に関すること。 (2)被認定者の保健福祉に関すること。 (3)被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること。 (4)被認定者の応急医療に関すること。 (5)大気汚染に係る健康被害の予防に関すること。 (6)その他目的を達成するために必要な事業	●川崎・横浜両市民の被認定者の医学的検査を行うことで本市における認定審査の公平性を担保するとともに、公害病の専門的施設として両市の被認定者に保健福祉事業を実施し健康の増進と回復に寄与すること、また広く市民に対して大気汚染等による呼吸器疾患に係る健康被害の予防事業を行うことにより、環境保健事業の効果的な推進に寄与すること。	●市総合計画1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり ・直接目標：健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす	●公害病被認定者の医学的検査、認定更新や障害程度の見直し等、専門性が高く、長年にわたる医学的データの蓄積があることから、外部主体の活用が効果的である。
川崎市シルバー人材センター	●健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)に係る就業機会を確保し、及びこれらの方に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、あわせて市民サービスの向上に寄与することを目的とする。	(1)臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。 (2)臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。 (3)高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。 (4)高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。	●働く意欲のある高齢者の就業機会の確保、就業を通じて生きがい・健康づくりの促進、社会参加の場の提供を通じて高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりや市民サービスの向上に寄与すること。	●市総合計画1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり ・直接目標：高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる	●高齢者の軽作業業務の受注を伴う就業機会の確保など、専門性の高い業務を担っており、外部主体の活用が効果的である。 ●「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく業務を担っており、高齢者の就労機会の確保する特性上、機動的で柔軟な対応が必要である。
川崎市身体障害者協会	●川崎市内の身体障害者に対する援護と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉の向上に寄与することを目的とする。	(1)身体障害者団体に対する組織活動の推進事業 (2)身体障害者の福祉事業の推進 (3)地方公共団体からの受託事業及び指定管理事業 (4)身体障害者スポーツ及び文化活動の促進に関する事業 (5)障害者・児に関する第2種社会福祉事業 (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●川崎市の身体障害者福祉事業における実施体制の中核として、団体の育成、障害者理解促進のための普及・啓発、地域生活支援及び社会参加推進等を行うことを通じて、市内の身体障害者福祉の充実・発展と、「完全参加と平等」の理念に基づく身体障害者の地域社会での自立と社会参加の支援に寄与すること。	●市総合計画1-4-1 総合的なケアの推進 ・直接目標：多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる ●市総合計画1-4-4 障害福祉サービスの充実 ・直接目標：障害者が生活しやすい環境をつくる ●市総合計画1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進 ・直接目標：障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる	●身体障害者団体の育成・社会活動の支援など、専門性や経験が必要な業務であることから、外部主体の活用が効果的である。
川崎市看護師養成確保事業団	●川崎市、(公社)川崎市医師会、(公社)川崎市病院協会及び(公社)神奈川看護協会との提携及び協調のもとに設立され、看護師の養成及び看護職の確保や資質向上のための事業を行うことにより、川崎市の医療供給体制の充実を図り、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。	(1)看護師養成施設の設置、管理及び運営に関する事業 (2)看護職の確保に関する事業 (3)看護職の資質向上に関する事業 (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●川崎市、(公社)川崎市医師会、(公社)川崎市病院協会及び(公社)川崎市看護協会との提携及び協調のもとに看護師の養成等を推進し、川崎市域における医療提供体制の充実に寄与し、市民の健康の保持、増進及び公衆衛生の向上に資すること。	●市総合計画1-6-1 医療供給体制の充実・強化 ・直接目標：いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える	●資質の高い看護師を養成するためには、川崎市や市内医療関係団体との提携及び協調のもとに、看護教育に関する高い専門性が必要であり、外部主体の活用が効果的である。
川崎市公園緑地協会	●緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行うことにより、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	(1)緑の街づくりの推進及び普及啓発に関する事業 (2)公園緑地の運営及び健全な利用促進に関する事業 (3)その他公益目的を達成するために必要な事業 (4)駐車場及び売店等の経営 (5)その他目的を達成するために必要な事業	●市の緑地等に関する事業及び民有地の緑化に関する事業の推進に協力し、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進並びに市民の緑化意識の向上を図ることによって緑豊かな潤いと安らぎのあるまちづくりに寄与するとともに、ボランティアセンターとしての機能を付加することで、市民活動拠点として充実すること。	●市総合計画3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成 ・直接目標：多様な主体との協働、連携により緑を育む	●公園緑地の管理、運営の実績や、ボランティア活動団体の育成・支援等、専門性、機動性等の観点から外部主体の活用が効果的である。
川崎市消防防災指導公社	●消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。	(1)消防防災に関する普及啓発及び調査研究事業 (2)防火・防災関係者及び危険物取扱者等に対する指導育成及び各種講習会事業 (3)火災及びその他の災害による生命及び財産の被害を軽減するための事業 (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●消防防災に関する普及啓発及び防災関係者に対する育成指導等、市の補完的事業を行い、川崎市の消防行政に寄与すること。	●市総合計画1-1-4 消防力の総合的な強化 ・直接目標：消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る ●市総合計画1-6-1 医療供給体制の充実・強化 ・直接目標：いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える	●消防に対する市民ニーズが、年々増大し、かつ多岐にわたっているなかで、公権力が伴わない消防事務の実施等、市の消防施策の補完的な役割について外部主体の活用が効果的である。

法人名	法人の設立趣旨	法人の事業	市が法人に期待する役割	市総合計画における位置づけ	出資法人を活用する必要性
川崎市学校給食会	●川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的とする。	(1)学校給食用物資の調達に関する事業 (2)学校給食費の管理に関する事業 (3)学校給食実施に寄与する講習会、研究会等を開催する事業 (4)学校給食の普及奨励に必要な事業 (5)前各号のほか、この法人の目的達成に必要な事業	●成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ること。 ●食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として活用する(教育的側面からも、教育行政と一体となった運営を行うこと。	●市総合計画2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進 ・直接目標:すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる	●安全・安心・良質な給食物資の安定供給のほか、所管や学校栄養職員等と連携し、献立作成への助言、食材の選定及び規格衛生検査など、専門性が高く、外部主体の活用が効果的である。 ●給食物資発注事務、学校給食費予納徴収などの取り扱いにおいて、柔軟かつ機動的な対応を行えることで効果的・効果的な運営が可能である。
川崎市生涯学習財団	●川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。	(1)生涯学習に関する学習機会提供事業 (2)生涯学習に関する活動支援事業 (3)生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業 (4)生涯学習関連施設管理運営事業 (5)生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業 (6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●全市的・広域的な視点からの生涯学習の振興 ●市民の高度で専門的な学習ニーズへの対応と、学んだ成果の地域還元 ●中間組織としての特性を活かした柔軟で機動的な事業展開と、多様な主体との連携による生涯学習の振興	●市総合計画2-3-2 自ら学び、活動するための支援 ・直接目標:市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる	●学習情報収集、学習相談等、専門性や経験・蓄積が必要とされる業務であることから、外部専門機関の活用が効果的である。 ●市民ニーズに柔軟に対応する学習機会提供や、官民の多様な機関や各種ボランティア等との連携が柔軟かつ機動的に行えることで、効果的な運営が可能である。

一般財団法人

法人名	法人の設立趣旨	法人の事業	市が法人に期待する役割	市総合計画における位置づけ	出資法人を活用する必要性
川崎市母子寡婦福祉協議会	●母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究並びに母子家庭及び寡婦に対する必要な援助を行うことにより、川崎市内の母子家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。	(1)母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査及び研究 (2)母子家庭及び寡婦の生活支援に関する事業 (3)母子家庭及び寡婦の自立促進に関する事業 (4)母子家庭及び寡婦の交流促進に関する事業 (5)地区母子寡婦福祉会の育成 (6)母子家庭及び寡婦の福祉に関する研修会の開催 (7)川崎市母子寡婦福祉大会の開催 (8)広報事業 (9)川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業 (10)職業紹介事業 (11)物資の販売並びに自動販売機及び売店の設置運営 (12)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●法人が当事者からなる母子福祉団体として、長い間積み重ねてきた、調査、研究及び支援の経験を活かし、川崎市内のひとり親家庭及び寡婦の自立の促進と生活の安定を図り、福祉の増進に寄与すること。	●市総合計画2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり ・直接目標:子どもが安心して育つしくみをつくる	●ひとり親家庭等の独自の悩みや境遇に寄り添った支援をするため、専門的な経験・知識により恒常的、安定的に対応できる外部主体の活用が効果的である。 ●全国母子寡婦福祉団体協議会や神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会等縦、横の連絡がとれ、情報収集等を行い、機動的対応を図ることができる。
川崎市まちづくり公社	●川崎市における良好な都市環境の形成に関する調査・研究、都市環境に適した施設の整備等を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。	(1)良好な都市環境の形成に関する調査及び研究 (2)都市環境に適した施設の整備等に関する相談及び情報提供 (3)都市環境に適した施設の整備等に必要な資金の貸付及びあっせん (4)良好な都市環境の形成のために必要な土地、施設等の取得、造成、建設、貸与、管理及び処分 (5)良好な都市環境の形成のために必要な施設等の設計、工事監理、建設及び管理の受託並びに土地取得のあっせん (6)公共施設又は公共的な施設の設計、工事監理、建設及び管理の受託 (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業	●良好な都市環境の形成を推進するなど川崎市におけるまちづくり行政における補完的な役割を担う法人として、都市環境に適した施設の整備等に関する相談及び情報提供、再開発事業関連施設等の管理運営、公共施設等の整備支援を行うことにより、活力に満ちた魅力あるまちづくりの推進を図り、市民生活の向上に寄与すること。	●市総合計画1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備 ・直接目標:それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できるよう住情報提供の充実等を行う ●市総合計画4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成 ・直接目標:川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める ●市総合計画4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備 ・直接目標:新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める	●再開発事業等に関連して取得した諸施設については、公共性のある施設と商業的な施設が併設されており、市が直接所有等することが望ましくなく、管理運営等に高い専門性が必要である。 ●小学校の立替施行等の公共施設の整備にあたっては、短期集中的な業務負担や財政負担の平準化等を行うことができ、機動的で柔軟な対応ができ、外部主体の活用が効果的である。

特別法に基づいて設立された法人

法人名	法人の設立趣旨	法人の事業	市が法人に期待する役割	市総合計画における位置づけ	出資法人を活用する必要性
川崎市土地開発公社	●公共用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、市が必要とする公共用地等の取得、管理、処分等を行うこと。	●市の公共用地先行取得の要請に応じ機動的かつ安定的な用地取得を行い、市の再取得まで適正に管理することで良好な都市環境の計画的整備に寄与すること。		●機動的な用地の取得、適正な管理・処分等を行うため、専門性を有する外部主体の活用が効果的である。
川崎市信用保証協会	●中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。	(1) 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証 (2) 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証 (3) 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証 (4) 中小企業者等が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるもの)に限り、社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証 (5) 前各号に掲げる業務に附随し、本協会の目的を達するために必要な業務	●中小企業者等が金融機関から貸付を受ける際の債務保証や、経営支援・再生支援等、中小企業の経営環境の整備を通じた地域経済の活性化、産業振興への寄与。	●市総合計画4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成 ・直接目標: 市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる	●信用保証制度は、市の融資制度の運用に不可欠であり、市の事業との関係性も極めて強く、市が出資という形で法人の運営に関わる必要がある。
川崎市住宅供給公社	●住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	(1) 住宅の積立分譲を行うこと。 (2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (4) 市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (5) 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校等の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (6) この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 (8) 水面埋立事業を施行すること。 (9) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理等を行うこと。 (10) 公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。	●川崎市の住宅政策の実施機関としての役割と位置付けを踏まえ、少子・高齢化や環境問題の深刻化などの社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化に対応するため、住宅やまちづくりのノウハウを活かして、効果的・効率的に行う実施主体として、市場機能が的確に働きにくい分野の役割を担い、先導的な取組を行い、住環境の向上に寄与すること。	●市総合計画1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備 ・直接目標: それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える	●住宅施策やまちづくり施策と連携した事業展開を図るうえで、住宅やまちづくりの事業者としての専門的なノウハウを有する外部主体の活用が効果的である。 ●新たな住まい・まちづくりを的確に誘導するうえで、民間では取り組みにくい分野において、モデル的な事業を積極的かつ機動的に展開することができる。

株式会社

法人名	法人の設立趣旨	法人の事業	市が法人に期待する役割	市総合計画における位置づけ	出資法人を活用する必要性
かわさき市民放送	<p>●次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1)放送法に基づく超短波放送事業 (2)放送番組の制作および販売 (3)出版および録音事業 (4)音盤の製作および販売 (5)映画会、音楽会、講演会等の企画と実施 (6)放送に関する人材の育成のための教育事業 (7)防災関連用品の企画、販売 (8)前期各号に関連付帯する事業</p>	左記のとおり	<p>●きめ細かな地域情報の収集と発信に努め、市民に親しまれるコミュニティ放送局</p> <p>●市内情報を専門に放送する市内唯一のコミュニティ放送局として、市民の行政参加のツールとなる放送局</p> <p>●防災情報の発信に努めるとともに、緊急災害発生時には市民の安心・安全に寄与する放送局</p>	<p>●市総合計画5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進 ・直接目標：市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う</p>	<p>●放送法に基づき、恒常的に番組の作成・放送を行うために、必要なスタジオ等の機材、専門的な知識を持った人材の確保が必要であり、外部主体である民間放送局の活用が効果的である。</p> <p>●放送事業を効率的に運営していくためには、市政情報、防災情報だけではなく、市民や民間事業者からの放送依頼に対して応えていく必要があり、外部主体によることで、機動的かつ柔軟な対応により提供していくことが可能である。</p>
川崎アゼリア	<p>●次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1)公共地下道、公共地下駐車場、店舗、事業所等の管理を行う事業 (2)不動産の賃貸業 (3)料理飲食店業、その他のサービス施設の運営を行う事業 (4)駐車場業 (5)広告業 (6)損害保険代理業 (7)前各号に付帯又は関連する一切の事業</p>	左記のとおり	<p>●歩車分離を目的に、来街者が安全で快適に利用できる公共地下歩道の維持管理</p> <p>●川崎駅周辺の交通緩和に繋がる公共駐車場の維持管理</p> <p>●川崎駅周辺の大型商業施設及び商店街と地下空間で繋がり、魅力的な商業施設としての運営をすることで、川崎駅周辺市街地における商業活性化の役割</p> <p>●災害時における、帰宅困難者の一時避難施設としての役割</p>	<p>●市総合計画4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成 ・直接目標：魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる</p>	<p>●商業施設としての活性化のための店舗誘致、販売促進を効果的に実施できる専門性が必要である。また、安全な公共地下歩道、地下駐車場等の設備を整備・管理できる専門性が必要であり、外部主体の活用が効果的である。</p> <p>●商業形態が短期間で変化する現状において、時代のトレンド等に即した店舗誘致、販売促進を実施するためには、機動性や柔軟性が求められる。</p>
川崎冷蔵	<p>●次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1)冷蔵凍結の業務 (2)氷の製造及び販売 (3)上記に付帯する一切の業務</p>	左記のとおり	<p>●柔軟かつ効率的な業務運営を行うとともに、公共性を保持しつつ企業的創意と工夫を行うことにより、市民への安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給を実現するための一翼となること。</p>	<p>●市総合計画4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成 ・直接目標：魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる</p>	<p>●冷蔵・冷凍保管業務及び氷の製造及び販売業務については専門性が高く、外部主体の活用が効果的である。</p> <p>●市場の運営は24時間体制であり、勤務形態を考えると、「株式会社」により独立性を確立し、業績や執行責任を明確化することで、運営を柔軟・効率的に行うことができる。</p>
みぞのくち新都市	<p>●次の事業を行うことを目的として設立。</p> <p>(1)溝口駅北口地区再開発事業及び溝口駅周辺の都市開発、環境整備に関する調査、請負企画、設計、コンサルティング (2)再開発ビルの管理、運営 (3)不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、経営及び管理 (4)商業経営に関する調査研究及び指導 (5)損害保険代理業 (6)広告の企画、製作及び代理業 (7)郵便切手、収入印紙の売捌業及びたばこ、飲食物等の販売 (8)公衆電話管理等の受託業務 (9)旅行斡旋及び宅配便の取扱業務 (10)前記に付帯する一切の業務</p>	<p>(1)再開発ビルの管理・運営並びにこれに関する工事の調査、請負、企画、設計及びコンサルティング (2)都市再開発事業に関する調査、請負、企画、設計及びコンサルティング (3)都市開発並びに環境整備に関する調査、請負、企画及びコンサルティング (4)不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理 (5)駐車場及び駐輪場の管理 (6)企業又は個人の商業経営に関する助言、指導及び研究 (7)損害保険代理業 (8)生命保険の募集に関する業務 (9)広告の企画及び製作並びにこれに関する代理業 (10)収入印紙の売りさばき及び郵便切手、たばこ、飲料水等の販売 (11)公衆電話の管理等の受託業務 (12)旅行斡旋及び宅配便の取扱業務 (13)前各号に掲げる業務に付帯する一切の業務</p>	<p>●溝口駅北口地区第一種市街地再開発事業に伴い多くの権利者が存在する中での再開発ビル(ノクティ)の一体的な管理運営や、再開発ビルの適切なテナントの選定等により、溝口駅周辺地区の商業振興及び地域コミュニティの発展に寄与すること。</p>	<p>●市総合計画4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備 ・直接目標：新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める</p>	<p>●市施行の再開発事業により建設された再開発ビルは、市民館等の公共的な側面だけでなく地域の商業振興等を担う商業的な側面があり、管理運営等については市直接管理ではなく外部主体を活用することが必要である。</p> <p>●地域住民の日常生活に役立つ公共的施設等の各種機能が融合した再開発ビルは、魅力ある地域生活拠点の形成というまちづくりの推進に寄与することが求められており、出資という形での市と連携した事業運営を維持する必要がある。</p>

法人名	法人の設立趣旨	法人の事業	市が法人に期待する役割	市総合計画における位置づけ	出資法人を活用する必要性
川崎臨港倉庫埠頭	<p>●次の事業を行うことを目的とする。</p> <p>(1)倉庫業 (2)倉庫、建物及び土地、その他施設の賃貸業 (3)コンテナ埠頭施設及びコンテナ蔵置施設の建設、賃貸、管理及び運営 (4)港湾施設の強化及び振興に寄与する為の調査・研究 (5)港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 (6)自然エネルギー等による発電事業およびその管理・運営ならびに電気 の供給、販売等に係る業務 (7)前記各号の事業に附帯、又は関連する事業</p>	左記のとおり	<p>●地元の中小港運事業者をはじめとする川崎港利用事業者に対して保管施設を提供し、海運貨物の保管需要に効果的に対応すること。</p> <p>●川崎港千鳥町再整備計画に合わせて、法人所有施設を適切に維持管理するなど、本市行政計画も見据えた事業展開を図り、川崎港千鳥町再整備計画の円滑な推進に寄与すること。</p> <p>●川崎港コンテナターミナルの管理運営と既存の倉庫業との相乗効果によって、法人のより一層の経営安定化が図られることはもちろん、コンテナターミナルも含めた公共埠頭の活性化、更には川崎港の利便性の向上や利用促進が図られるなど、川崎総合計画に位置付けられた港湾物流拠点の形成に寄与すること。</p>	<p>●市総合計画4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成 ・直接目標：川崎港での物流を活発にする</p>	<p>●港湾法では港湾管理者が倉庫業その他保管に関する事業を営むことができないものとされており、市とは独立した運営主体が必要である。また、外部主体を活用することにより臨機応変に柔軟な営業活動や対応が可能となる。</p> <p>●公共埠頭である川崎港コンテナターミナルの運営には、公共性並びに市の港湾政策及び産業政策の反映などが求められ、さらに、日々変化する情勢に対応するためには、民間事業者のコンテナターミナル運営に係るノウハウ等の高度な専門性活用することが必要であることから、当該出資法人を活用することが必要である。</p>
かわさきファズ	<p>(1)不動産及び附帯施設の賃貸及び管理 (2)保税及び通関施設の管理及び関連情報サービス (3)公園等公共施設の維持、管理に関する事業 (4)貨物自動車利用運送事業 (5)倉庫業 (6)物流関連の会議の企画、誘致及び開催 (7)電気・ガス・水道等の供給、廃棄物・排水等の終末処理に関する事業 (8)輸入貨物の保管・荷捌き場、輸入品の展示及び販売施設その他の輸入促進等に関連する各種施設の建築、運営についての調査、企画、立案 (9)各種催物の企画及び運営 (10)飲食店、売店の経営 (11)損害保険代理業 (12)前各号に附帯する一切の業務</p>	左記のとおり	<p>●流通加工が可能な施設を有する総合物流センターとしての特性を最大限に活用し、高度な流通加工を行うテナントを積極的に誘致することで、川崎港の港湾物流機能の高度化を図り、市民生活関連物資等を提供する広域物流拠点となること。</p> <p>●東扇島総合物流拠点地区の進出企業している他の企業とともに連携をとり、東扇島地区の港湾物流機能の高度化に寄与すること。</p>	<p>●市総合計画4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成 ・直接目標：川崎港での物流を活発にする</p>	<p>●流通加工が可能な施設を有する総合物流センターを運営して行くにあたり、物流に関する高度な専門性が必要であることから外部の主体の活用が効果的である。</p>